

家庭ごみ有料化制度に関する 意見交換会 資料

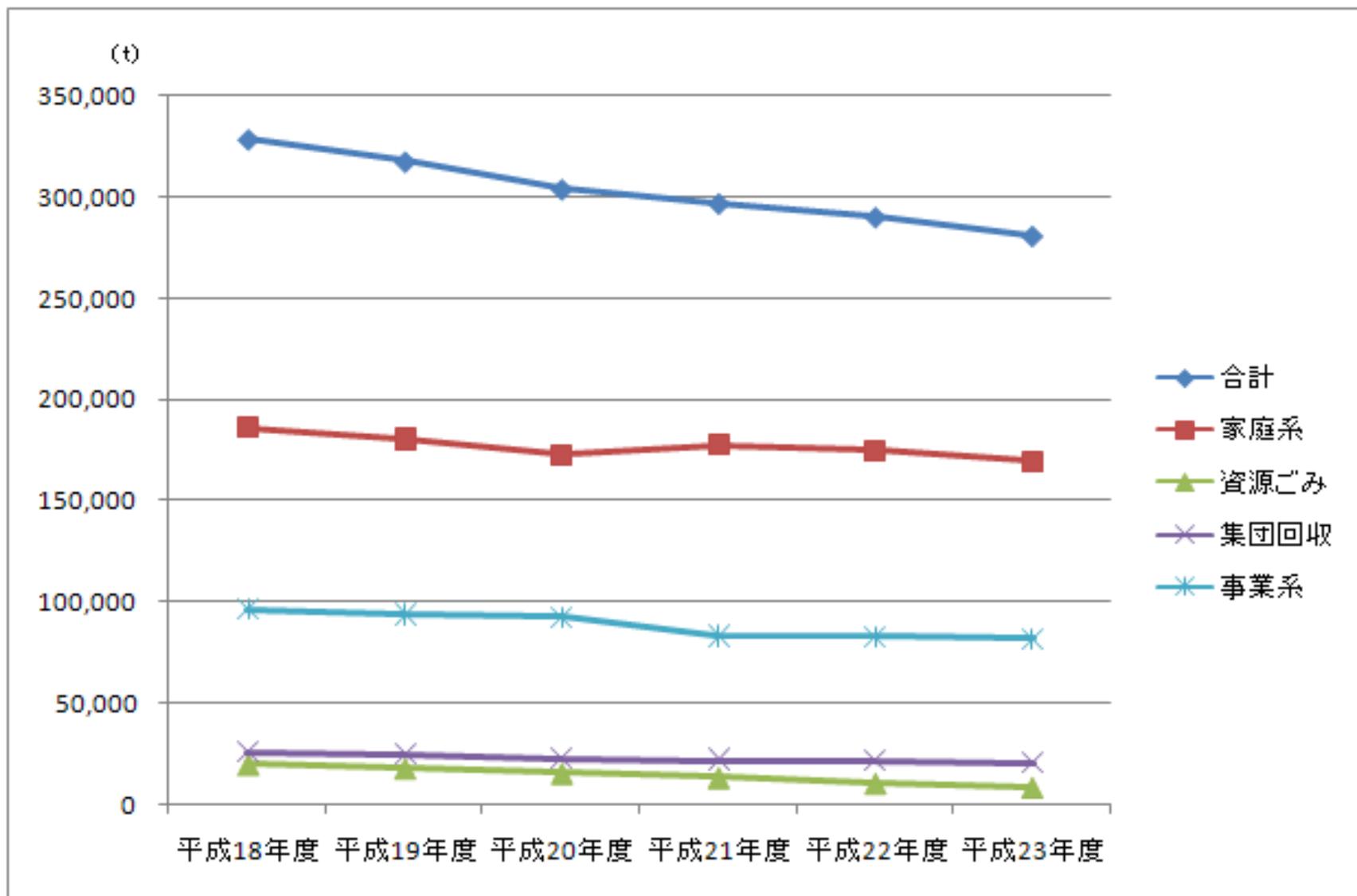
各種データについて



静岡市環境局廃棄物対策部
廃棄物政策課

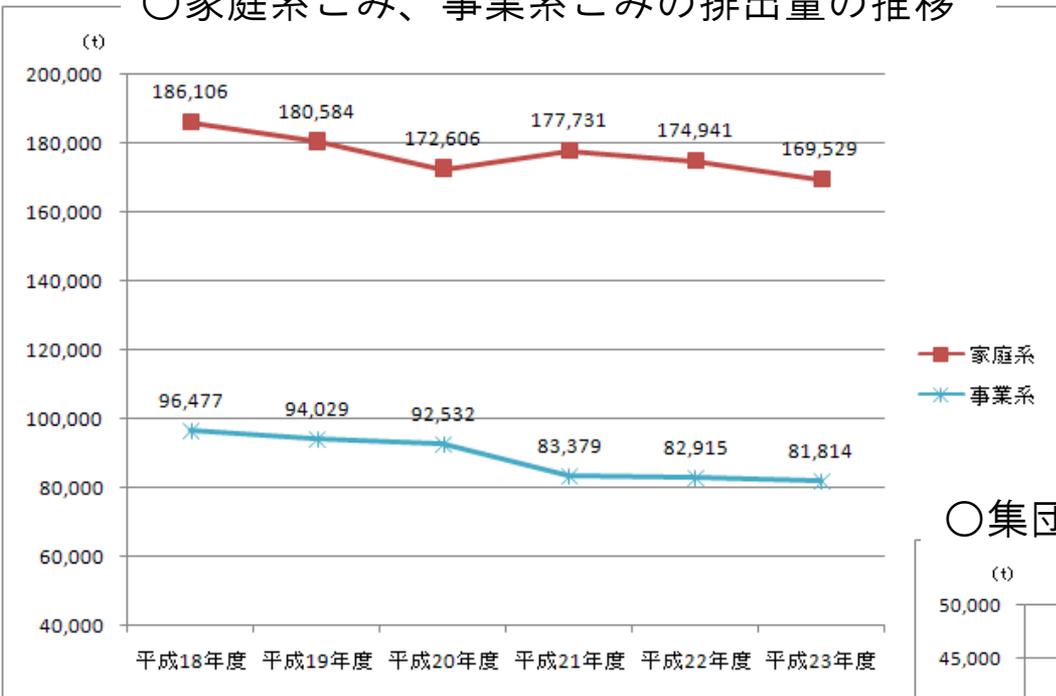
ごみ種類別排出量の推移 1

○ごみ種類別排出量の推移（合計）

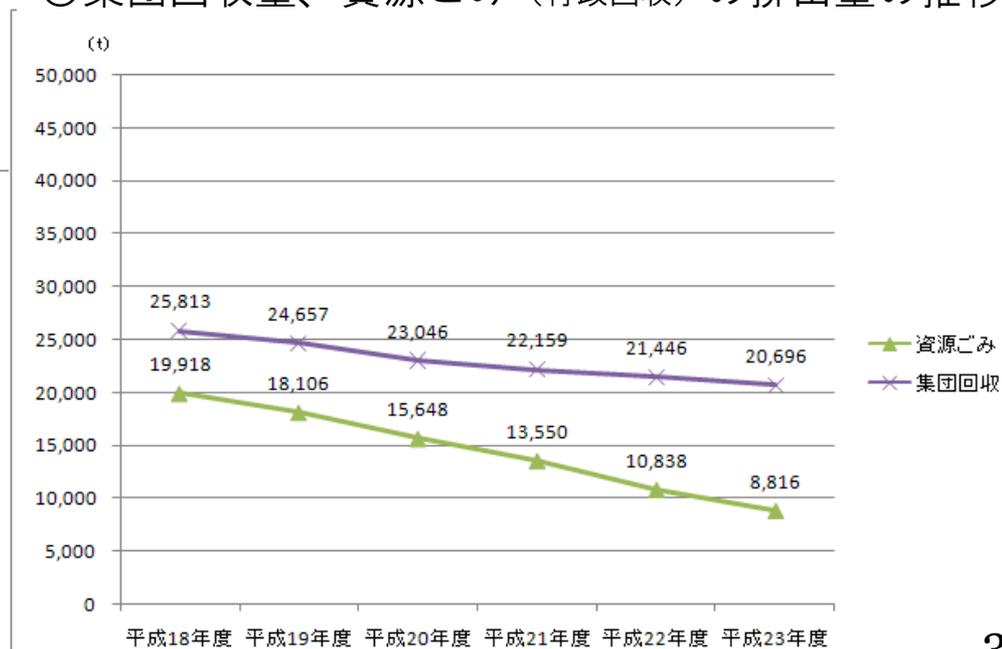


ごみ種類別排出量の推移 2

○家庭系ごみ、事業系ごみの排出量の推移



○集団回収量、資源ごみ（行政回収）の排出量の推移



※資源ごみ…古紙類、びん、缶、ペットボトル、白色トレイ

その他の推移 その1

○ごみ排出量の推移

年度	対象人口 (人)	ごみ総排出量(t)					一人1日あたりの 総排出量 (g)
		可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	資源ごみ		計	
				行政回収	集団回収		
18	731,658	256,991	25,640	19,870	25,813	328,314	1,229
19	721,737	249,084	25,639	17,996	24,657	317,376	1,205
20	720,305	240,584	24,686	15,516	23,046	303,832	1,156
21	718,779	235,273	25,837	13,550	22,159	296,819	1,131
22	717,497	232,681	25,175	10,838	21,446	290,140	1,108
23	715,798	227,840	23,503	8,814	20,696	280,852	1,072

※一人1日あたりごみ総排出量＝ごみ総排出量÷人口÷365（若しくは366）×1,000,000

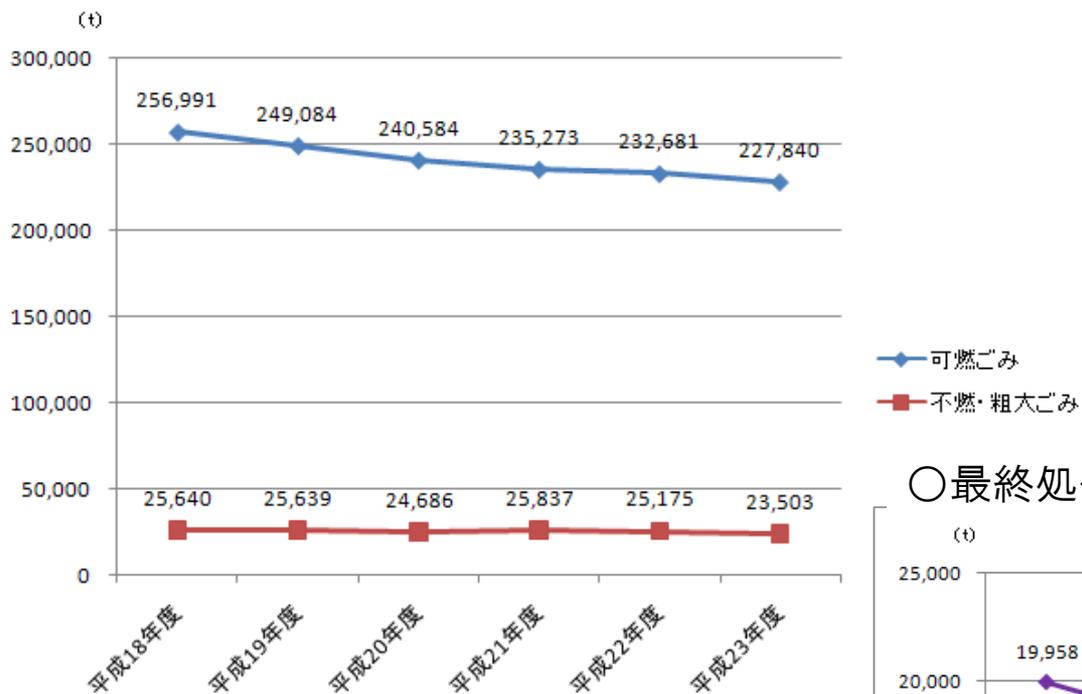
※数値は、静岡地区、清水地区、蒲原地区、由比地区の合算

※人口は、各年度10月1日現在の住民基本台帳人口を使用

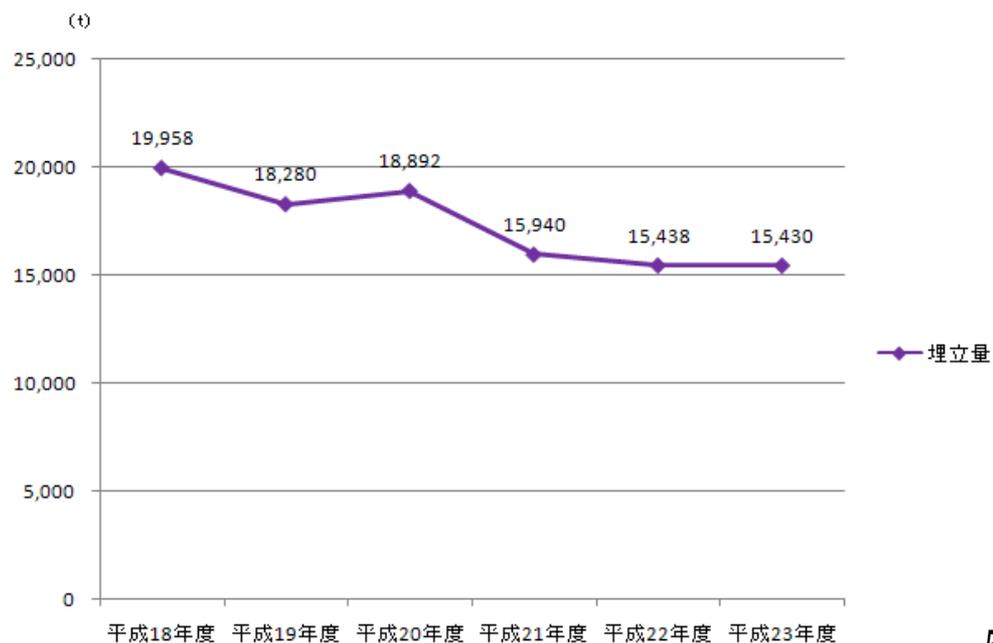
※ごみ総排出量の不燃・粗大ごみには、最終処分場搬入量（焼却残さ等を除く）を含む。

その他の推移 その2

○可燃ごみ、不燃・粗大ごみの排出量の推移（家庭系、事業系の合算）

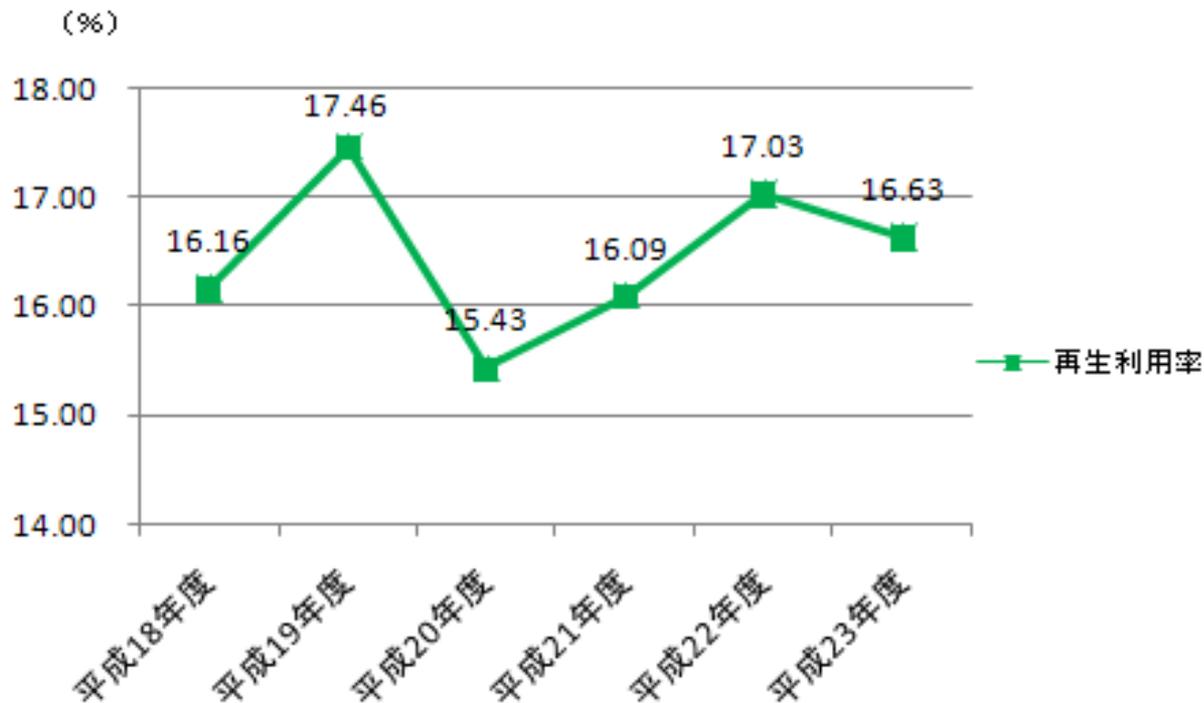


○最終処分場への埋立量の推移（沼上最終処分場）



その他の推移 その3

○再生利用率の推移



※再生利用率… (資源ごみ+集団回収+鉄分回収量+スラグ有効利用量+メタル売払量) ÷ ごみ総排出量 (資源ごみ含む。)

<鉄分回収量>

不燃・粗大ごみの破碎・選別処理過程で発生する鉄類等の金属で、資源物として有効活用した量

<スラグ有効利用量>

廃棄物を焼却・溶融処理する過程で生成される「溶融スラグ」を資源物として有効活用した量
埋戻材、再生アスファルト舗装の材料等の建設資材として活用

<メタル売払量>

廃棄物を焼却・溶融処理する過程で生成される「溶融メタル」を資源物として有効活用した量
金属として有価で売却

可燃ごみ組成調査結果について

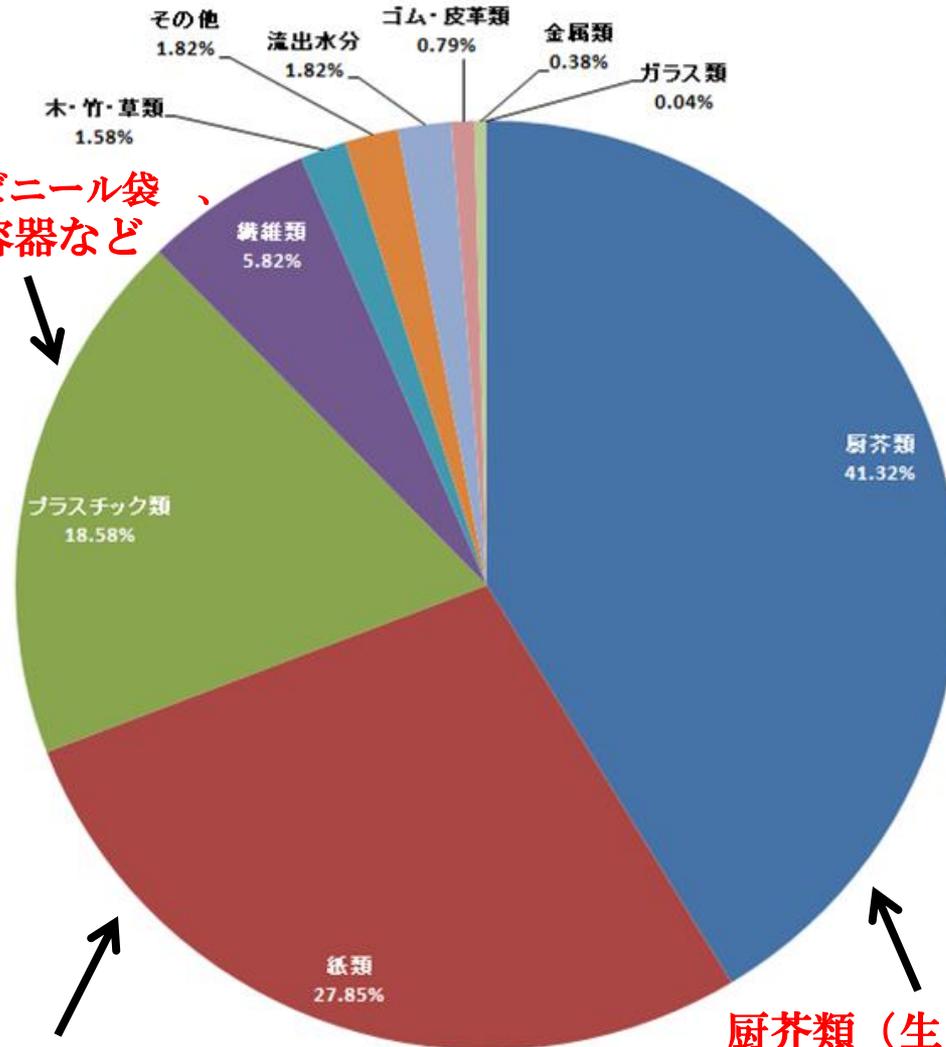
平成23年度 家庭系可燃ごみ組成調査結果 (%)

厨芥類 (生ごみ) . . . 約 41 ~ 42 %
 紙類 約 28 ~ 30 %
 プラスチック類 . . . 約 19 ~ 20 %

静岡市：平成23年度一人1日あたりごみ総排出量…1,072 g

<参考>

仙台市：平成22年度一人1日あたりごみ総排出量… 962 g

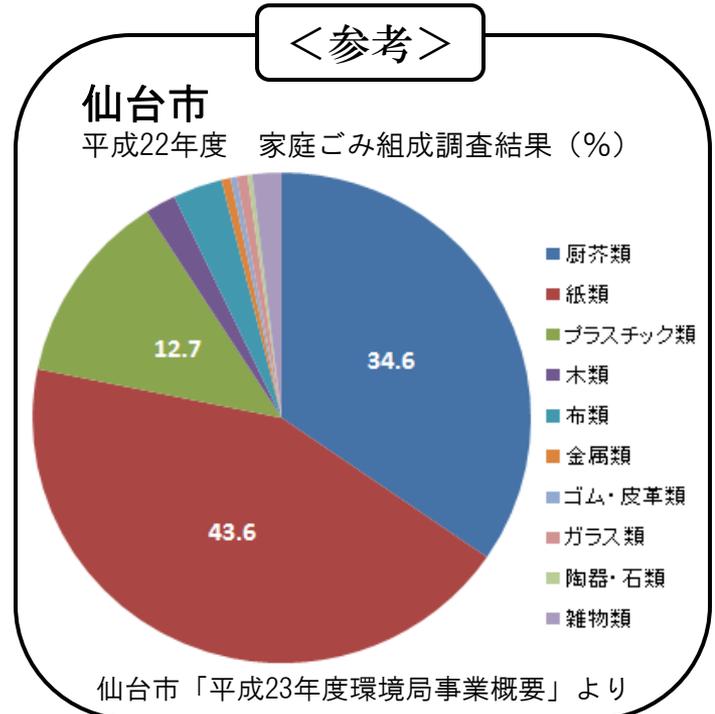


ビニール袋、
容器など

厨芥類 (生ごみ)
食べ残し 野菜く
ず など

雑紙 (ざつがみ)、汚れた紙、
ティッシュ など

<参考>



仙台市「平成23年度環境局事業概要」より

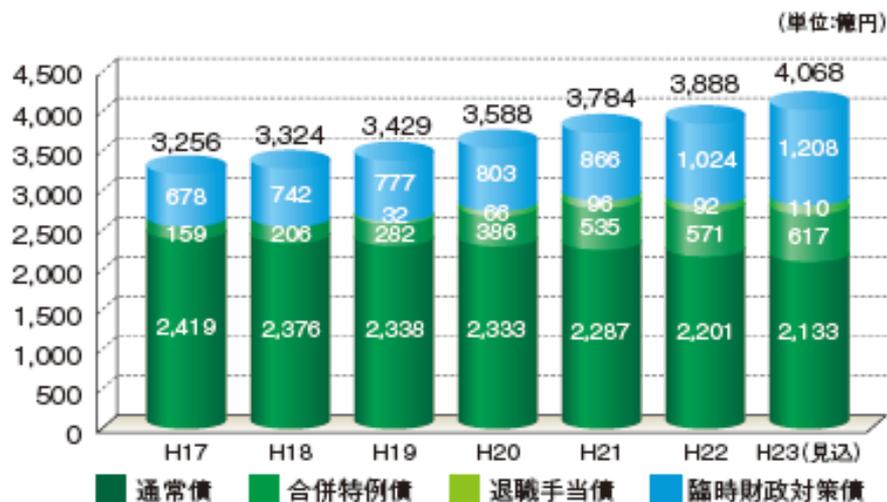
清掃費等について

○清掃予算（当初）の推移

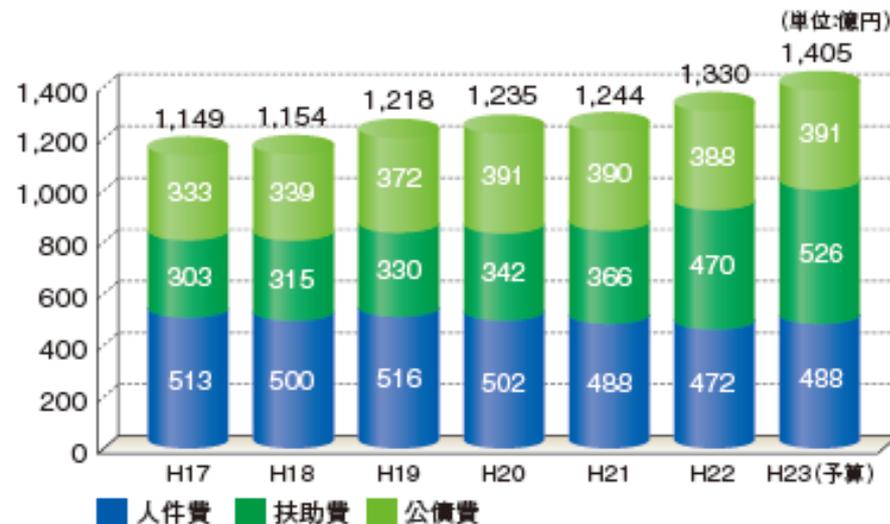
	一般会計	清掃費	一般会計に占める割合	一人当たり清掃費	一世帯当たり清掃費
	千円	千円	%	円	円
平成18年度	256,360,000	8,968,666	3.5	12,573	32,349
平成19年度	267,900,000	11,276,019	4.2	15,840	40,280
平成20年度	278,900,000	16,433,714	5.9	23,118	58,161
平成21年度	282,000,000	16,073,616	5.7	22,367	55,784
平成22年度	266,700,000	10,329,991	3.9	14,396	35,511
平成23年度	276,200,000	8,278,220	3.0	11,536	28,458

注) ・平成19～21年度は西ヶ谷清掃工場建設費、資源循環センター建設費を含む。
 ・平成22、23年度は資源循環センター建設費を含む。
 ・一人、一世帯あたりの清掃費の算出には、前年度末住民基本台帳人口・世帯を使用

市の借金「市債」が年々増えています



必ず支払いが必要な経費が財政を圧迫しています

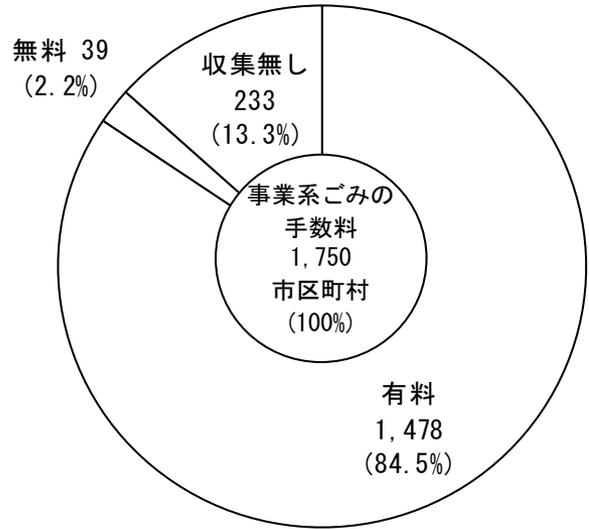
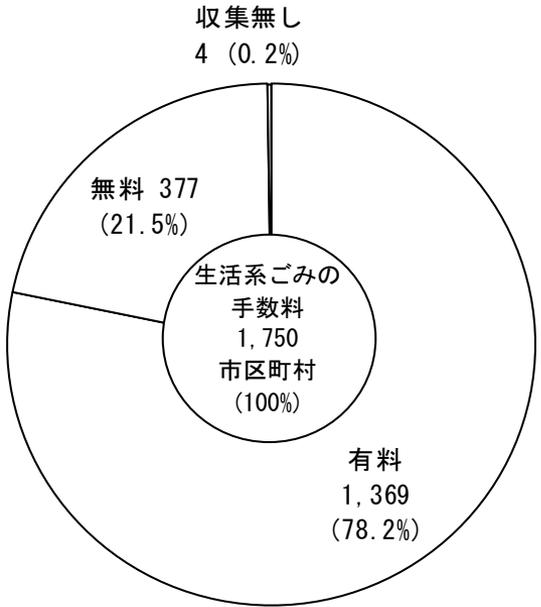


他都市における有料化制度の導入状況について

○ごみ収集手数料の状況（平成22年度実績）

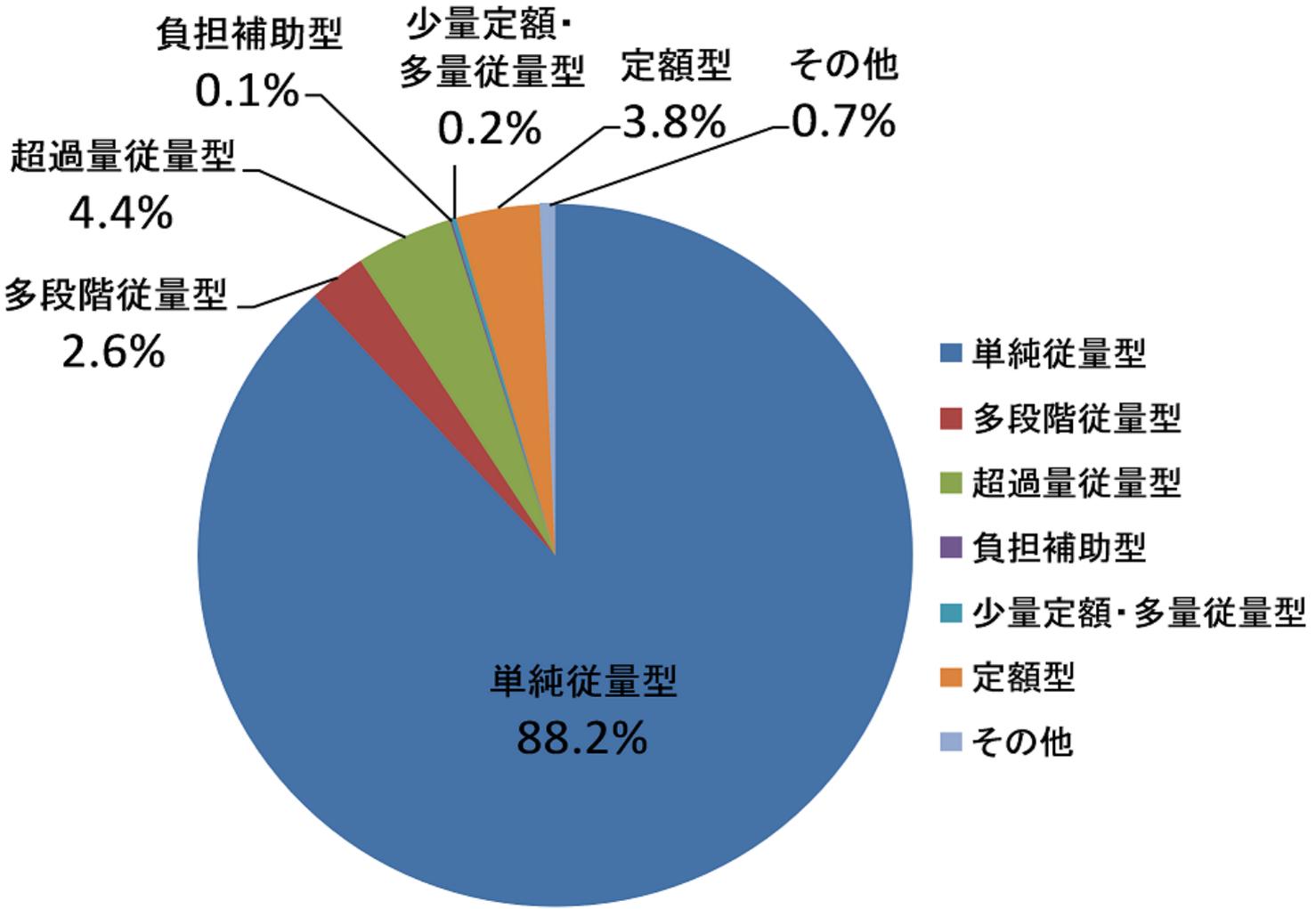
排出形態		有料化されている ごみ	混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源ごみ														その他	前記のい ずれかが 有料	粗大 ごみ	粗大ごみ を含めて いずれか が有料
						紙類 (紙パッ ク、紙製 容器包装 を除く)	紙パック	紙製容器 包装	金属類	ガラス類	ペットボ トル	白色トレ イ	容器包装 プラスチック (白色トレ イを除く)	プラスチッ ク類(白色 トレイ、容 器包装プ ラスチックを 除く)	布類	生ごみ	廃食用油	剪定枝	その他				
生活系ごみ (収集ごみ)	有料	47	1,025	802	113	97	104	365	340	341	235	293	183	107	109	25	54	62	130	1,084	1,064	1,369	
	無料	29	664	822	1,353	1,298	1,021	1,288	1,335	1,364	964	800	360	767	143	401	152	466	621	662	403	377	
	収集無し	1,674	61	126	284	355	625	97	75	45	551	657	1,207	876	1,498	1,324	1,544	1,222	999	4	283	4	
事業系ごみ (収集ごみ)	有料	63	1,419	1,101	505	428	376	718	713	654	424	374	240	262	157	68	114	171	258	1,474	841	1,478	
	無料	5	43	65	301	264	210	232	242	253	162	135	61	100	37	77	12	57	79	43	39	39	
	収集無し	1,682	288	584	944	1,058	1,164	800	795	843	1,164	1,241	1,449	1,388	1,556	1,605	1,624	1,522	1,413	233	870	233	

○粗大ごみを含むごみの収集手数料の状況（平成22年度実績）



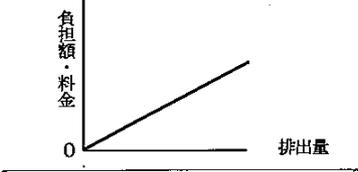
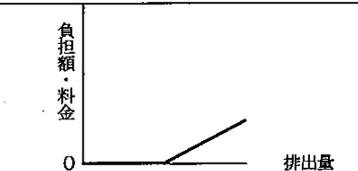
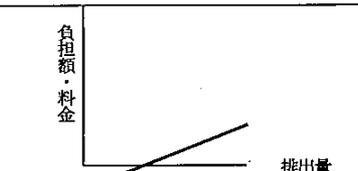
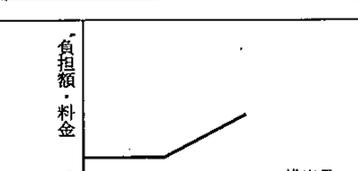
他都市における有料化制度の導入状況について

○各都市における手数料徴収の方式について（可燃ごみに関する結果）



手数料の料金体系について（参考）

○手数料の料金体系について

	料金体系図 ^{※1}	料金体系の仕組み	利点	欠点
①排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。（均一従量制）	<ul style="list-style-type: none"> 制度が単純でわかりやすい 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
②排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。（累進従量制）	<ul style="list-style-type: none"> 排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
③一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
④負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式）。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
⑤定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

※1：（出所）落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組み—全国533都市アンケートと自治体事例の紹介—』（株）ライフデザイン研究所、pp. 13-15